

「新たな地域貢献人材発掘・支援事業」

委託仕様書

1. 事業名

新たな地域貢献人材発掘・支援事業

2. 事業の背景・目的

共働き世帯の増加や高齢化の進行など社会情勢の変化に伴い、地域貢献活動を担う地縁団体や NPO 等においては、担い手不足が深刻化している。

また、人生 100 年時代を迎え、生き方や働き方の再設計が求められる中、多様な社会参加の選択肢が存在する一方で、自身に適した関わり方が分からない、何から始めればよいか分からないといった層も存在している。

こうした状況を踏まえ、本事業では、地域活動の担い手となり得る人材の裾野を広げるため、主に子育てが一段落する年代層を対象に、地域活動に参画する意義を伝えるとともに、自身の関心や目的を見つける機会を提供する。

具体的には、フォーラム及び講座を実施し、市民の意識醸成を図るとともに、自己理解を促進し、自らの方向性を見出すための支援を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 委託事業費（契約上限額）

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

以下の内容を踏まえ、事業全体を企画・実施すること。

（1）フォーラムの企画・実施

目 的：市民の意識醸成を図り、ライフデザインや地域貢献への関心喚起を行う。

内 容：以下の要素を踏まえた企画とすること。

- ・人生 100 年時代におけるキャリアや社会参加に関する示唆
- ・地域活動や多様な関わり方の事例紹介
- ・参加者の行動意欲を高める動機づけ

※開催形式、構成、登壇者の選定等は提案によるものとする。

対 象：子育てが一段落する年代層を中心に、

- ・地域貢献や新しい活動に関心を持っている者
- ・何か始めたいが方向性が定まっていない者
- ・自己の強みや関心の整理を行いたい者

会 場：神戸市において決定する。

参加者：企業を公募し、決定。

登壇者：活動者・団体を市が選定。

（２）講座（人材育成プログラム）の企画・実施

目 的：フォーラムにより関心を持った市民に対し、自己理解を深め、自分に適した関わり方の方向性を整理する機会を提供する。

内 容：講座内容は、以下の要素を踏まえて設計すること。

- ・自己理解の促進（経験・価値観・強み等の整理）
- ・多様な選択肢の理解
- ・自身の志向や関心を踏まえた方向性の整理
- ・行動につながる意識の醸成

また、実施にあたっては以下の点に留意すること。

- ・受講者の内省や対話を重視した設計とすること
- ・一方向的な講義に偏らない工夫を行うこと
- ・プログラム全体として一体的な学びの流れを確保すること

※具体的な手法（ワークショップ、グループワーク等）は提案による。

回 数：複数回の連続講座とすることを基本とする。

会 場：神戸市において決定する。

参加者：原則、フォーラム参加者の中から募集し、決定。

（３）広報・募集

- ・効果的な広報手法を企画・実施すること
- ・フォーラム参加者から講座への参加を促す工夫を行うこと
- ・多様な層の参加を促進すること

（４）成果指標（KPI）

以下の観点を踏まえ、具体的な指標を提案・設定すること。

- ・フォーラム参加者数
- ・講座参加者数（フォーラムからの継続参加者）
- ・参加者の満足度
- ・講座実施回数
- ・意識の変化、自己理解の深化
- ・方向性の明確化

※具体的な評価方法は提案による

7. 業務実施にあたっての補足事項

- ・神戸市における地域貢献活動に参加したいと思える工夫をすること（講師、事例など）。
- ・各実施内容が効果的につながるようにスケジュールを組むこと。
- ・会場確保等の準備にかかる費用については、市が負担する。
- ・参加者に対し、受託者にてアンケートを実施すること。なお、アンケートの回収についても受託

者にて行うこと。

- ・アンケートの内容については、市と協議の上決定すること。
- ・その他、プログラムの内容等については、委託契約締結後速やかに実施計画書を提出し、市と協議の上決定すること。

8. 連絡調整

- ・本委託業務は、共同事業体（コンソーシアム）での受託も想定されるほか、必要に応じて市が実施する他の事業との連携も考えられることから、市による日程調整に基づき、情報交換を兼ねた報告会議を、契約期間終了までの間に2回以上開催することとする。
- ・業務を受託する事業者においては、報告会議への参加を必須とする。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、市および委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

9. 業務報告

- ・契約期間終了後、すみやかに以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。
 - 実施した委託業務の概要、委託業務を通じた成果・効果・課題
 - 参加者へのアンケート結果
 - 本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
- ・トラブルが生じた場合は対応策を講じるとともに詳細を市に報告すること。

10. その他

（1）再委託の禁止

本業務の再委託は禁止とする。

（2）著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

（3）秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（4）記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

（5）第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

（6）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>